

一般社団法人権利擁護支援センター・えん個人情報保護規程

令和7年1月14日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人権利擁護支援センター・えん(以下「当法人」という)の個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の適切な取扱いを確保するため定めるものです。

(責務)

第2条 当法人は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、当法人の活動において個人情報の保護に努めます。

(個人情報の取得)

第3条 当法人は、基本的に、会員申込書及び委任契約書などを通じて個人情報を取得します。

2 当法人が取り扱う個人情報は、会員及び委任者の氏名、性別、住所、電話番号及び委任者との契約書の内容とします。

3 当法人は、第三者(当法人又は会員本人以外の者をいう。以下同じ。)が所有する名簿を受領した場合は、受領内容を記録し、保存します。

(利用)

第4条 当法人が保有する個人情報は、次の目的で利用します。

- (1) 名簿の作成、配付
- (2) 総会などの案内送付
- (3) 会議の運営
- (4) 委任者の身上保護活動

(提供)

第5条 当法人は、会員の住所、氏名を記載した会員名簿を会員全員に配付します。

2 その他、会員本人及び委任者の同意を得たうえで、個人データを第三者に提供することがあります。

3 当法人は、個人データを第三者に提供した場合は、提供した内容を記録し保存します。

5 個人データの第三者への提供が次に該当する場合は、会員本人及び委任者の同意及び記録を不要とします。

- (1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であり、会員本人及び委任者の同意をとることが困難な場合

(3) 国や地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定めのある事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(管理)

第6条 当法人は、個人データの紛失や漏えいを防止するため、名簿の施錠保管、パソコンのパスワード管理などにより、安全管理を図ります。

2 当法人における個人情報の取扱管理者は、代表理事の指定する者とします。

3 個人情報の取扱管理者は、職務上知った個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も同様とします。

4 会員が、配付された名簿を会員以外の第三者に提供し、又は不当な目的に使用することを禁止します。

(開示及び訂正)

第7条 会員は、自己の個人データについて個人情報の取扱管理者に対し開示及び訂正を請求することができます。

(対応窓口)

第8条 本会の個人情報の取扱いについての相談、問い合わせ窓口は、事務局とします。

(附則)

この規程は、令和7年1月14日から施行します。